



毎月 1 回 1 日発行

発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 2-8(新小伝馬町ビル 6F)

電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者：水落雅彦

編集委員会：津島存佐 牧之内洋一 渡辺亮佑 沼崎光祥

野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白 橋



令和 6 年 7 月の大雨により主要地方道大社日御碕線の海側ブロック積擁壁が崩壊 写真提供：島根県

目 次

水防月間のお知らせ	2
「2025濱口梧陵国際賞」の募集を開始します	4
河川入門講座 (35) 海岸行政の発展—自然公物から公共用物へ—	5
「災害査定の留意点」第36回 ダムや遊水地における治水機能回復のための災害復旧制度	7
防災課だより 新任査定官プロフィール	9
被害報告	11
令和 7 年 3 月 31 日現在 (令和 6 年)	11
令和 7 年 3 月 31 日現在 (令和 7 年)	12

水 防 月 間 に つ い て

—洪水から守ろうみんなの地域—

5月1日～5月31日（北海道6月1日～6月30日）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

国土交通省では、関係機関とともに、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、5月1日から5月31日（北海道は6月1日から6月30日）を「水防月間」と定め、各種行事や訓練等を実施します。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、河川の氾濫域に市街地が形成されているという社会的要因により、洪水等による災害が起こりやすい環境にあり、毎年のように、豪雨や台風などによる被害が発生しています。

昨年も、7月25日からの大雨や、8月下旬から9月上旬にかけての台風第10号、9月20日からの大雨などにより、全国各地で甚大な災害が発生しました。

近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、被害の軽減を実現するためには、水防団、消防団による水防活動に加え、河川管理者との連携やハザードマップを活用した避難確保の取組、事業者や自主防災組織等による水防への参加などの「地域の防災力」が重要となります。

水防月間のテーマは「洪水から守ろうみんなの地

域」であり、水防管理団体等は、水防月間実施要綱に基づいて、インターネット、SNS、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用して広報活動を積極的に展開するほか、河川管理者をはじめ関係機関と連携・協力して出水を想定した水防訓練やハザードマップ等を活用した避難訓練、水防資器材点検・整備等を実施することとしております。また、河川管理者は、河川の巡視や、河川管理施設及び許可工作物の安全性の点検等を実施するとともに、水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分説明することとしています。

国土交通省では、一人ひとりが減災に取り組む社会的な機運を高めるため、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった水防災対策に取り組む「流域治水」を推進しております。流域の企業・団体等に水防活動の支援をいただく水防協力団体の募集協力についても、この「水防月間」に重点的に行うこととしています。

水防は、皆様の協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様方の積極的なご参加とともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。



水防（消防）団への入団については、居住する市町村等へお問い合わせください。



水防シンボルマーク

防ごう水害 守ろう未来



洪水から守ろうみんなの地域



水防月間

令和7年5月1日(木)～31日(土)

主催：国土交通省、内閣府、
都道府県、水防管理団体(市町村等)

北海道は
令和7年
6月1日(金)～30日(月)

ハザードマップ
<https://disastermap.jp/>

浸水ナビ
<https://insumap.jp/>

川の防災情報
<https://www.river.go.jp/>

令和7年度総合水防演習 開催日程

演習名	開催予定地	開催日
令和7年度 北海道開発局 石狩川水系忠別川総合水防演習	石狩川水系忠別川 (北海道旭川市東光27条8丁目地先)	5月31日(土)
東北地方整備局 雄物川総合水防演習	雄物川水系雄物川 (秋田県大仙市小貫高畑地先)	5月25日(日)
関東地方整備局 第73回利根川水系連合・ 総合水防演習	利根川水系利根川 (栃木県宇都宮市道場宿地先(備田大橋左岸下流))	5月17日(土)
北陸地方整備局 令和7年度 姫川・関川総合水防演習	姫川水系姫川 (新潟県糸魚川市寺島地先)	5月31日(土)
中部地方整備局 令和7年度 木曽三川連合総合水防演習	木曽川水系長良川 (岐阜県岐阜市長良雄雄地先)	5月25日(日)
近畿地方整備局 令和7年度 淀川水防・大阪府地域防災総合演習	淀川水系淀川 (大阪府大阪市旭区太子橋1丁目地先)	5月24日(土)
中国地方整備局 令和7年度 高津川総合水防演習	高津川水系高津川 (島根県益田市高津地先)	5月24日(土)
四国地方整備局 令和7年度 飯川総合水防演習	飯川水系飯川 (愛媛県大洲市若宮地先(飯川右岸河川敷))	5月18日(日)
九州地方整備局 令和7年度 川内川総合水防演習	川内川水系川内川 (鹿児島県薩摩川内市西開門町向田地先)	5月11日(日)

水防専門家が、水防に関する技術指導・講習等を行います

- 水防工法に関する技術指導、水防に関する講義・講習等が必要とする水防管理団体等に、水防専門家が出席講座に伺っております。
- 水防専門家の派遣については、公益社団法人 全国防災協会までお問い合わせください。

▶ TEL 03-6661-9730

▶ URL https://www.zenkokubousai.or.jp/saigai_flood.html



©(公社)全国防災協会

水防専門家の指導 積み士のう工(杭省略型)

※水防専門家は、水防団・消防団、国土交通省、都道府県のOBを中心として、水防関係業務に携わった経験を有し、水防知識・技術の伝承・指導を行うことが可能な方です。



(公社)全国防災協会ホームページ 水防専門派遣制度の紹介

「2025年濱口梧陵国際賞」の募集を開始します

～津波・高潮等に対する防災・減災に取り組んでいる方を表彰～

令和7年4月25日 港湾局海岸・防災課
水管理・国土保全局防災課

津波・高潮等に対する防災・減災に関して顕著な功績を挙げた国内外の個人又は団体を表彰する「2025年濱口梧陵国際賞」について、本日4月25日から5月30日まで募集します。

1. 濱口梧陵国際賞とは

濱口梧陵国際賞は、我が国の津波防災の日である11月5日が、2015年の国連総会において「世界津波の日」として制定されたことを受け、国内外で沿岸防災技術に係る啓発及び普及促進を図るべく、国際津波・沿岸防災技術啓発事業組織委員会によって2016年に創設された国際的な賞です。これまでに、17名9団体が受賞しています。

＜濱口梧陵について＞

現在の和歌山県広川町で生誕。安政元年（1854年）突如大地震が発生、大津波が一带を襲いました。このとき、梧陵は稲むら（稲束を積み重ねたもの）に火を放ち、この火を目印に村人を誘導、安全な場所に避難させました。その後も、被災者用の小屋の建設、防波堤の築造等の復興にも取り組み、後の津波による被害を最小限に抑えたと言われています。

2. 募集対象

津波・高潮等に対する防災・減災に関する調査・研究、技術開発、地域における取組において、国際賞にふさわしい顕著な功績があった国内外の個人又は団体

※応募にあたっては推薦者による推薦書の記載が必要となります。

3. 募集期間と今後のスケジュール（予定）

2025年4月25日(金)	募集開始
2025年5月30日(金)	募集締切（必着） ※郵送及び電子メール
2025年6月～7月	審査
2025年9月	受賞者決定
2025年10月～11月頃	授賞式

4. その他

募集、表彰等の詳細は、募集要項等をご確認下さい。また、募集要項等は港湾空港技術研究所のホームページにも掲載されており、様式のダウンロードが可能です。

日本語：

<https://www.pari.go.jp/event/seminar/hamaguchi-award/2025/2025-boshu/index.html>

英語：

<https://www.pari.go.jp/en/public-relations/hamaguchi-award/nomination2025html/index.html>

次代を担う若者を対象とした「濱口梧陵国際作文コンテスト」の募集も本日開始致します。HP等をご参照下さい。



稲むらの火

（資料提供：内閣府防災担当）

河川入門講座 (35)

海岸行政の発展 —自然公物から公共用物へ—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



以前にも申しましたが、河川は自然公物といわれる部類の公共用物で、もともとは人間の造ったものではなく、自然の存在だったのです。

人間側の都合で、川の近くに住んで水害にあったり、河川の土地やその水を利用したり、船を走らせたり、自然環境や景観を楽しんだり、河川は国土、そして現代社会を支える重要な公共施設となり、単なる自然公物から脱皮してきました。

一方、海岸はというと、海と陸との境界という自然の地理的イメージが先行して、海岸を国民全体にとって必要な、そして効用を発している公物であるという意識は薄かったと言えるでしょう。

海岸は、障害物が少ないので風が強く、異常高潮や台風時の高波で流失の恐れもあり、海岸浸食で海岸自体が消失することもある不安定な存在です。

使い勝手が悪い“土地”なので所有権が発生することなく、国有地として「国有財産法」の適用を受けていますが、単なる土地であって何らかの公的な機能を発している公物ましてやインフラと見られることは少なかったのです。

自然公物以前の存在ともいえます。港湾や漁港、海に面した干拓地や防砂林など、一部に行政の手の及んでいる区域もありましたが、大部分の一般海岸は自然の存在でした。

たまさかの台風などの暴風で海岸沿いの集落が被災した時に、災害復旧的な発想で、海岸堤防や防波堤が設置されることもありましたが、海岸そのものを積極的に評価する発想はありませんでした。

欧米と異なり、わが国には文明開化後まで海水浴の習慣が無かったことも海岸への関心が薄かった一因かもしれません。

このため、海岸地帯への廃棄物の投棄、砂浜の掘削や、土砂の採取、海岸近くの集落を保護している

海岸堤防の損壊、そして近年の砂浜の浸食や消滅等々、不都合な事例が多発するようになり、海岸も公共用物として行政による管理が必要であるという機運が高まってきました。

昭和20年代中頃から、当時の建設省は、海岸全体を公共用物として行政の対象とする発想で、海岸管理の法律の立法化に努めましたが、港湾、漁港あるいは干拓地など、既に海岸地帯に存在している施設や行政との同意が得られず、話しは難航しました。

しかしながら、昭和28年9月の台風13号の災害により、大阪湾、伊勢湾の海岸で数百人の死者を出したのを契機に、3年後の昭和31年5月（1956年）に“海岸法”が制定されました。

数あるインフラ関係の法律で最後のものと思われます。既に昭和27年7月に制定された「航空法」による飛行場の規定（後に「空港整備法」で強化）より新しいのです。

こうしてようやく成立した「海岸法」ですがケチをつければ問題点が大きく2つあります。

第一は、通称「4省庁体制」といわれますが、主務官庁が分野別に4つに分かれていることです。海岸でも、「港湾区域」は港湾法に基づき当時の運輸省港湾局が、「漁港区域」は漁業法に基づき農林水産省の水産庁が、「土地改良施設」は土地改良法に基づき農林水産省の構造改善局が、河川河口の「河川区域」は建設省河川局がそれぞれ管理しており、各部局がそれぞれの所管法に基づいて発言しているので、船頭多くして何かと大変です。

従来の個別法により管理されている海岸は、延長は短いと云いながら、それぞれ独自の重要性があるのです。

結局、「海岸法」の主務大臣は建設大臣、運輸大臣、農林水産大臣の3人となりました。（現在では建設

省と運輸省が合併して国土交通省となったので主務大臣は 2 人です。)

第二の問題は、海岸法の対象を一律に全ての海岸とせず、主として防災上の観点から海岸保全施設の整備がなされる「海岸保全区域」と、とくに施設整備を行わない「一般公共海岸区域」とに分けて（区域指定は都道府県知事）、一般公共海岸の管理水準が低いことです。

将来のことを考えると、現実には各種施設があったり、今後、海岸堤防などの防災施設の設置が見込まれる区域と並んで、ゆとりある国土整備の一環として白砂青松の美しい広い砂浜の確保と保全も重要と考えます。

とくに、河川からの供給土砂の減少を主な原因として、近年、急速に進行しつつある砂浜の浸食に対しては、一般公共海岸区域の方が深刻であり、その防止対策は急を要するのです。

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例（36）

～ダムや遊水地における治水機能回復のための災害復旧制度～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

近年、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化、頻発化により、洪水を一時的に貯留し、氾濫を防ぐダムや遊水地の重要性が高まっています。

今回は、ダムや遊水地が被災し、治水機能を速やかに回復するための災害復旧制度について説明します。

2. ダムに係わる災害復旧

ダムの貯水機能回復に係わる災害復旧制度として、流木等除去と堆積土砂撤去があり、制度は以下のとおり定めています。また、令和6年4月1日より公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）に基づく国庫負担の対象に「水道」が追加されたことにより、水道水源となる貯水施設^{*}についても負担法の対象となっています（令和6年災害手帳P9、18、27、47、49）。

1) ダム貯水池の流木等除去に係る災害復旧

（令和6年災害手帳P91～）

ダム貯水池に流木等が異常に堆積した場合における災害復旧事業では流木等の堆積が通常年における堰堤維持数量を超え、かつ、おおむね500m³以上である場合に国庫負担が認められます。この場合災害復旧で対応となる流木等の除去数量は、査定時において流木等堆積物の7割を基準として計上することができます。また、流木等の堆積の程度が基準に満たない場合であっても、ダムの機能を著しく阻害するものとなる場合は、国庫負担が認められる場合がありますので防災課へ報告をお願いします。

なお、実施設計における流木等の除去対象となる

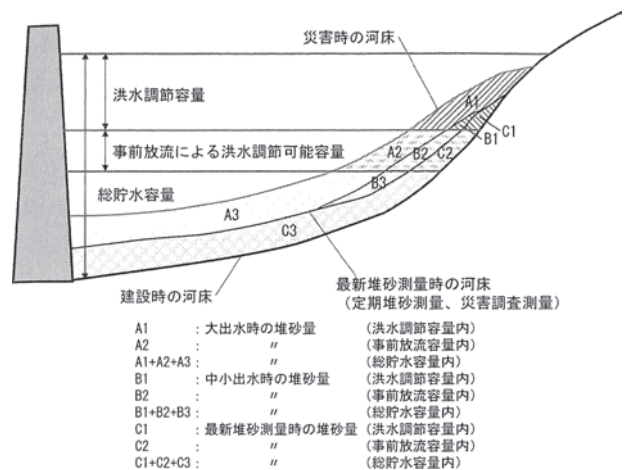
数量は、再測量に基づきその全堆積量を計上することができます。

2) ダム貯水池の異常堆砂排除に係る災害復旧

ダム貯水池に異常な天然現象が発生し、大量の土砂等が流入した場合、洪水調節能力及び事前放流に係る容量に一定以上の土砂が堆積することがあります。

この状況においては、国庫の負担をもって堆積した土砂の除去が可能です。

なお、申請する場合は、防災課との事前打合せが必要となりますのでご注意ください。



* 災害復旧申請時は、最新堆砂測量時の河床より対象土量の算出を行う。

図-1 ダム貯水池の堆積量イメージ

【ダム貯水池内の災害復旧事業採択範囲】

①異常な天然現象

ダム操作規則に定める洪水量を超える出水によることができます（令和6年災害手帳P675）。

②異常な堆砂

総貯水容量内における土砂等の堆積状況が、計

画年堆砂量の3倍を超え、かつ、洪水調節容量内の堆積量がおおむね1万 m^3 以上の場合をいいます。査定時の除去対象数量は、災害による堆積土砂量の7割を基準としています。ただし、実施設計における堆積土砂量等の除去対象数量は、再測量に基づき全堆積量が対象になります。

③堆積土砂等対象数量算定

原則として、被災前1年以内の資料（被災前及び被災後のダム堆砂測量）を十分に検討し、中小出水による堆砂量を控除した当該異常天然現象による洪水調節容量内の堆砂量を対象にしています。

④事業費のアロケーション

洪水調節容量及び事前放流に係る容量内の土砂等の堆積に係る災害は、共同施設に係る災害の適用を行わず、アロケーションは行いません。

3. 遊水地内に係わる災害復旧

令和5年3月28日「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱」改定により（第十四の第五を追加）、遊水地で洪水貯留を行ったのち、堆積土砂等（土砂、流木、塵芥）が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合には、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として堆積土砂等の撤去が可能となりました（令和6年災害手帳P120～）。概要は以下のとおりとなります。

1) 採択要件

遊水地における洪水貯留後の異常な土砂や流木等の堆積とは、土砂については1,000 m^3 以上、流木については500 m^3 以上のいずれかの堆積が生じた場合に該当し、堆積土砂等の全量が国庫負担による除去の対象となります（いずれの場合も塵芥を含む）。

また、堆積土砂等により遊水地の洪水調節機能や河川管理施設機能（水門・排水路等）を著しく阻害するものとなる場合は、堆積土砂等が前項の数量以下でも、必要に応じて堆積量の全量が除去対象となります。

2) 二重採択防止

地役権等の遊水地では、農地・農業用施設等の関係施設管理者と事前に十分な調整を行った上で、災害復旧事業を申請する必要があります。また、この

運用については以下のように定めています。

・覚書の締結（地役権の場合）

- ①平時において関係施設管理者と事前に覚書を締結する（対象施設、実施する事業、申請、費用負担等）。
- ②堆積土砂等の除去と農地・農業用施設等の災害復旧を一括で工事施工することが想定される場合は、覚書の締結と併せて協定書（案）を作成する。
- ③協定書（案）では、一括施工の場合の堆積土砂等撤去の施行者や現地立会など必要な事項を事前に定め災害発生後に締結する。
- ④災害復旧事業の申請は、施設管理者それぞれが実施する（一括施工の場合も、堆積土砂等の除去に係わる費用は、土木施設災害復旧事業費で充当）。

3) 運用

- ・遊水地における堆積土砂等の堆積量は被災前1年以内の資料により算定する。
- ・被災前後が確認できる写真等を準備する。
- ・災害発生後は防災課と事前打合せをする。

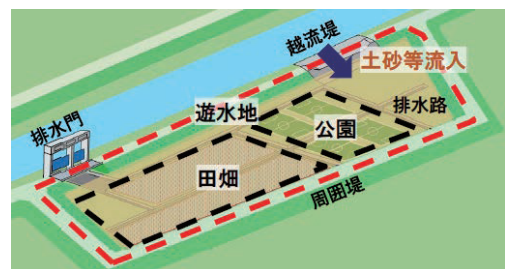


図-2 洪水後イメージ

4. おわりに

異常な天然現象により洪水調節施設が被災し、早期に洪水調節機能を復旧する場合は、査定前着工（応急工事）となる場合があります。

この査定前着工（応急工事）は、原則として管理者の負担において施工するべきものですが、その費用の全部又は一部は国庫負担の対象となる場合がありますので防災課にご相談（事前打合せ）ください。

【用語解説】

※貯水施設：一連の取水施設又は導水施設から独立して存在するダムは、単独で一箇所とします。また、共同施設については、共同施設に係る災害復旧事業の取り扱いに準じます。

新任査定官プロフィール



氏 名 児 玉 光 広
出生地 秋田県
家 族 妻、子 2 人
趣 味 スポーツ観戦

主な経歴

昭62. 秋田県採用
令 2. 秋田地域振興局建設部企画・建設課 主幹兼班長
令 4. 秋田県山本地域振興局建設部保全・環境課 主幹兼班長
令 5. 秋田県建設部船川港湾事務所長
令 7. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4 月に災害査定官に着任しました児玉と申します。

長い間、県で災害復旧の現場に携わってきました。今後は査定官の立場で災害復旧に携わることになりますが、それぞれの立場で被災地域の一刻も早い災害復旧対応に尽力されている皆様と協力しながら、近年の頻発化、激甚化する自然災害に対して、微力ではありますが早期復旧の一助となるよう災害査定をはじめとする職務に一生懸命取り組んでまいります。



氏 名 一 戸 佳 充
出生地 青森県
家 族 3 人
趣 味 ラーメン

主な経歴

昭63. 建設省採用
平31. 関東地方整備局常陸河川国道事務所工務第二課長
令 3. 関東地方整備局道路部道路工事課課長補佐
令 5. 関東地方整備局常総国道事務所副所長
令 7. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4 月に災害査定官に着任しました一戸と申します。

全国各地で豪雨や地震などの異常な天然現象によって、様々な災害が多数発生していますが、被災した都道府県や市町村の皆様が早期に災害復旧できるよう、地方自治体の皆様と協力して取り組んで参ります。

どうぞよろしくお願いいたします。



氏 名 水 戸 健 一
出生地 山形県
家 族 1 人
趣 味 道の駅めぐり

主な経歴

令 5. 国土交通省採用
令 5. 東北地方整備局河川部水災害予報センター
中小河川水防係長
令 6. 東北地方整備局河川部地域河川課水道係長
令 7. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4 月に災害査定官に着任しました水戸と申します。

全国で頻発・激甚化している自然災害からの早期災害復旧に向け、地元自治体の皆様とともに取り組んでまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

新任査定官プロフィール

氏 名 まきのうち 洋 一

出生地 鹿児島県

家 族 妻

趣 味 ゴルフ、釣り

主な経歴

平 5. 建設省採用

令 5. 九州地方整備局河川部建設専門官

令 6. 九州地方整備局筑後川河川事務所 副所長

令 7. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4 月より災害査定官として着任いたしました牧之内です。

微力ながら被災地の復旧・復興に寄与できるよう取り組んでいく所存です。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

令和 6 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 7 年 3 月 31 日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪 雨		地 す べ り		融 雪		地 震		梅 雨 前 線 豪 雨		台 風		そ の 他		合 計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北 海 道	1	200,000	93	3,819,000			3	148,000							<1> 1 <1>	<37,000> 37,000 <397,958>	<1> 98 <1>	<37,000> 4,204,000 <397,958>
岩 手 宮 城			7 18	113,500 875,200							13 200	427,000 7,216,386		(4) [2] [153,000]		1 397,958	221 19	8,154,844 1,715,200
秋 田			14	389,000	2	498,000					399	18,941,200	1	840,000			415	[57,000] 19,828,200
山 形 福 島 橋 本 群 馬			(2) [17] 983 3 66 9	(90,000) [2,428,962] 53,360,986 153,249 3,016,210 271,500	1	279,685									[1] 1	[3,000] 3,000	(2) [18] 984 4 66 9	(90,000) [2,431,962] 53,363,986 432,934 3,016,210 271,500
埼 玉 千 葉			[1] 10 4	[16,000] 291,000 519,500							11	658,000					[1] 10 15	[16,000] 291,000 1,177,500
神 奈 川									<17> (5) [10]	<1,183,000> (40,000) [1,219,340]			(1) [1] 22	(9,757) [7,000] 1,002,757			(1) (1) 22 <17> (5) [10]	[7,000] [7,000] 1,002,757 <1,183,000> (40,000) [1,219,340]
新 潟	1	850,000	44	1,522,700	2	2,600,000			90	7,359,706							137	12,332,406
富 山			8	525,000					<32> (14) [96] 413 <451> (52)	<4,498,000> (585,914) [13,381,585] 35,829,173 <77,631,697> (7,394,810)	(1)	(70,000)			1	250,000	<32> (14) [96] 422 <451> (53) [377]	<4,498,000> (585,914) [13,381,585] 36,604,173 <77,631,697> (7,464,810) [157,306,339]
石 川			[22] 650	[3,225,375] 356,817,571					[355] 5,909 <1> (1) [2]	[154,080,964] 894,390,215 <60,000> (6,000) [220,000]	2	74,000					6,561 <1> (1) [2]	1,251,281,786 <60,000> (6,000) [220,000]
福 井 山 梨			28 13	1,239,000 2,056,000					15	1,277,500			3	61,000			43 16	2,516,500 2,117,000
長 野			50	1,191,000							13	558,700			(1) 1	(9,900) 9,900	(1) 64	(9,900) 1,759,600
岐 阜			75 <2>	2,871,487 <700,000>	1	300,000			1	60,000			[1] 42 <2>	[18,000] 2,237,500 <500,000>			[1] 119 <4>	[18,000] 5,468,987 <1,200,000>
静 岡 愛 知			61 23	4,157,600 903,000	4	873,000							62 99	3,541,000 2,183,039			127 23 [2]	8,571,600 903,000 [51,332]
三 重 滋 賀			5 6	258,504 151,000							1	11,038		[2] 2	[51,332] 2,183,039		105 6	2,452,581 151,000
京 都 大 阪			31 1 [1]	451,000 10,000 [10,000]							4	74,500					35 1 [1]	525,500 10,000 [10,000]
兵 庫 奈 良			19 6 <1>	371,000 78,000 <5,000>	1	1,500,000							14	101,500			33 7 <1>	472,500 1,578,000 <5,000>
和 歌 山			38	862,100	6	3,060,000							1	5,000			45	3,927,100
鳥 取 島 根 岡 山 広 島			<1> 24 119 44 192	<1,987> 863,987 1,278,800 322,601 2,563,758	4 2	774,856 2,445,000					2 95	89,000 3,268,407	6 54 43	140,000 424,061 831,535			<1> 30 222 98 236	<1,987> 1,727,843 7,132,207 746,662 3,436,054
山 口			[1] 47	[20,000] 1,026,000							(3) [1]	(45,000) [2,000]					(3) [2]	(45,000) [22,000]
徳 島 香 川			14 9	231,500 222,731	1	300,000			<1>	<150,000>	7	138,000	11 14	714,000 188,900	1	150,000	33 24 <1>	1,383,500 561,631 <150,000>
愛 媛 高 知			88 61 [1]	1,139,300 1,865,400 [43,000]	1	150,000			4 1	208,000 13,000	56 13	967,600 329,000	32 66	346,000 1,573,000			181 141 [1]	2,810,900 3,780,400 [43,000]
福 岡			36	1,029,500	1	250,000							29	1,748,900			66	3,028,400
佐 賀			22	167,900	2	281,000					(1) (1)	(18,000) (18,000)	4	143,000			28 (1)	591,900 (18,000)
長 崎 熊 本			58 29	1,578,500 575,283	2 3	750,000 570,000			32 93	735,700 901,034	105 105	99,500 1,860,576	15 105	99,500 1,860,576			208 229	3,163,700 3,906,893
大 分			10 (1) [1]	320,060 (20,000) [20,000]					[2] 71	[300,000] 3,222,700	[5] (4) [1]	[238,000] (25,000) [3,000]	274 (4) [1]	25,165,730 (25,000) [3,000]			[7] (5) [2]	[538,000] (45,000) [23,000]
宮 崎			129	3,768,000	2	2,000,000			3	278,000	11	489,000	271	8,835,500	1	10,000	417	15,380,500
鹿 児 島			45 [11]	1,189,350 [2,294,000]	4	993,600			<3> 6	<401,000> 644,000			<2> [1] 177	<85,000> [29,000] 4,639,760			<5> [1] [11]	<486,000> [29,000] 19,929,210
沖 縄			32	3,834,000					(14) [41] 361	(597,402) [8,459,153] 13,352,084							(14) [41] 361	(597,402) [8,459,153] 13,352,084
新 潟 静 岡 浜 松			1 3 (1) 1	70,000 243,000 (50,000) 50,000									1 9	72,000 340,000			2 12 (1) 1	142,000 583,000 (50,000) 50,000
北 九 州			<4> (4) [55]	<706,987> (160,000) [8,057,337]					<505> (86) [504]	<83,923,697> (8,624,126) [177,361,042]	(5) (5) [5]	(133,000) (133,000) [359,000]	<4> (9) [13]	<585,000> (128,757) [499,332]	<2> (1) [1]	<434,958> (9,900) [3,000]	<515> (105) [578]	<85,650,642> (9,065,783) [186,279,711]
補助計	2	1,050,000	3,229	458,613,777	40	17,665,902	3	148,000	6,803	953,411,678	1,291	48,103,379	2,081	64,800,644	7	857,858	13,456	1,544,651,238
直 轄 計			52	9,946,498					43	60,188,276	28	4,717,000	13	4,916,360	2	34,305	138	79,802,439
合 計	2	1,050,000	3,281	468,560,275	40	17,665,902	3	148,000	6,846	1,013,599,954	1,319	52,820,379	2,094	69,717,004	9	892,163	13,594	1,624,453,677

※上段（ ）内書は、公團分、[]内書は、水道(令和6年4月以降)・下水道分、< >内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月 2 回 (15日、月末) 国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html

令和 7 年 発生主要異常気象別被害報告 令和 7 年 3 月 31 日現在（単位：千円）

	冬期風浪及び風浪		豪 雨		地 す べ り		融 雪		地 震		梅 雨 前 線 豪 雨		台 風		そ の 他		合 計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
秋 田					1	50,000											1	50,000
					[1]	[350,000]											[1]	[350,000]
山 形					1	350,000											1	350,000
新 潟	3	140,000					2	400,000									5	540,000
石 川	1	300,000					1	370,000							1	25,000	1	300,000
福 井															2	30,000	2	395,000
長 野																	2	30,000
和 歌 山					4	1,140,000											4	1,140,000
佐 賀					2	860,000											2	860,000
宮 崎									1	80,000							1	80,000
					[1]	[350,000]											[1]	[350,000]
補助計	4	440,000	1	9,800	12	4,827,000	3	770,000	1	80,000					5	1,061,000	26	7,187,800
合 計	4	440,000	1	9,800	12	4,827,000	3	770,000	1	80,000					5	1,061,000	26	7,187,800

※上段（ ）内書は、公園分、[]内書は、水道・下水道分、< >内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。